

令和5年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）
企画提案公募に係る主な変更箇所

令和4年10月
大阪府

<説明会について>

●説明会は開催しないので、不明点がある場合は、様式第D-1号の「令和5年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票」に質問内容を記入し、指定のアドレス（jinzaikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）まで電子メールを送信すること。

<令和5年度開講予定科目一覧について>

●デジタル分野科目（科目番号R01からR04及びD01からD06）の訓練については、令和5年度厚生労働省概算要求において、委託費の上乗せについて示されたものの、具体的な支給要件等については今後の検討とされていることから、令和5年度10月以降に開講するデジタル分野科目の訓練については、支給要件等が決定する令和4年度末もしくは令和5年度当初に公募することとする。

<副題（サブタイトル）について>

●知識等習得コース及び企業実習付コースを提案する場合、訓練内容や訓練に係る職種が容易に分かるように科目名に副題をつけることを可とする。ただし、文字数は40字以内とする。

<公募要領>

①公募参加資格

●「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」以外に、ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）及びISO21001（教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）のいずれも取得している場合は、参加公募資格を満たしていることとした（3頁3(17)）。

●ITスキル標準レベル3相当以上の資格取得目標をITスキル標準レベル2相当以上とした（3頁3(23)）。

②応募関係書類

●知識等習得コース及び企業実習付コースにおいて、託児サービスを提供する場合、託児サービスを実施できる施設であることの確認ができる書類（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し等）を新たに求めることとした（7頁4(2)）。

③審査基準

- 最小開講人数に定員の2割以下でも開講する場合（配点4点）を新たに新設した（10頁6(2)1)）。
- 大阪府施策への協力状況のうち、公正採用選考人権啓発推進員の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）の登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とした（12頁6(2)3)）。
- 訓練実施経費の見積価格（価格点）を10点から8点に変更した（12頁(2)4)）。

<仕様書>

①IT訓練促進費

●国内における、IT人材が不足しており、高いスキルを持った、IT人材の確保が重要な課題となっていることから、R33 デジタル人材育成科（自由提案）については、IT訓練促進費を設定し、資格取得率及びIT訓練促進費就職率の要件を満たす場合は、委託費の他、IT訓練促進費を支給する。

具体的な要件等については、仕様書を参照（知識等習得 R-4 6(3)）。

②職場見学等推進費

●知識等習得コースのうち、介護系科目における訓練単価の上乗せについて、「1人当たり月1万円」から「1人、1コース当たり1万円」とする（知識等習得 R-5 (4)）。

③地域開講科目（地域枠）

●地域開講科目（地域枠）は、引き続き、大阪市以外での地域（大阪府内に限る。）で開講することとしているが、R07 及び R10 の提案については大阪市以外の地域のうち、「北部」、「中部」、「南部」と地域をさらに区割りした。

提案にあたっては該当地域内に訓練実施施設を保有し、かつ訓練を開講できることを提案条件とする（知識等習得 R-6 7）。

④補講等に係る費用

●資格取得に係る法定講習であって、無料補講等の実施が困難な訓練コースは、資格取得のために必要な補講等を実施する場合、訓練コースの募集時、訓練受講希望者に対し費用負担額を周知することによって、その補講費用を訓練生負担とすることができるとした（知識等習得 R-10 (16)）。

⑤訓練期間（月数）、訓練開講月

●知識等習得コースのうち、R30、R32 及び R33、長期高度人材育成コースのうち L04 及び L05 の科目については、訓練期間（月数）を選択肢の中から受託者が自由に選択できることとした。また、R07、R10、及び R30 から R33 の科目については、6月から3月の間で訓練開講月を受託者が自由に選択できることとした（知識等習得 R-6 7、8）（長期 その他 L-11 7）。

⑥就職支援の実施

●就職支援責任者又は就職支援担当者の配置要件として、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）を追加した（知識等習得、企業実習付、長期（介護福祉士・保育士、その他）共通）。

<様式>

●委託訓練カリキュラムに、「訓練修了後に受験できる関連資格」、「訓練修了後に取得できる資格（一部の科目に限る）」欄を新たに新設。それぞれの記入における注意点はカリキュラム内に記載の注意点を参考に記載すること（様式第 A-10 号）。

<委託訓練日程表>

●募集期間（開始・終了）から決定通知発送日までの日程については、期間短縮にむけ、現在労働局と協議中のため、後日改めてホームページ上で公表する。また、応募事業者に対しても通知する。なお、既に公表している日程についても、今後、調整等により変更が生じる場合があり、その場合にも同様の対応とする。